

業務委託仕様書

1. 委託業務名

奈良公園エリアの文化施設と連携したナイトタイムコンテンツ造成実証実験業務委託

2. 委託上限額

金 7, 000, 000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

3. 委託期間

契約日～令和8年2月15日（日）

4. 業務目的

奈良国立博物館等の通常開館時間以外の時間帯において当該施設と連携したコンテンツを造成・実施し、参加者からのヒアリング等による夜間や早朝への誘客促進に必要な分析を行うことで、日中の来訪者の混雑の緩和・時間的平準化を図り、奈良公園エリアにおける夜間及び早朝の誘客の推進及び経済活動の活性化を図る。

5. 業務内容の概要

- (1) 奈良国立博物館等の通常開館時間以外の時間帯での当該施設と連携したコンテンツの造成・実施
- (2) 造成したコンテンツへの参加者の募集・広報
- (3) 夜間や早朝への誘客促進に必要な分析

6. 業務内容

- (1) 奈良国立博物館等の通常開館時間以外の時間帯での当該施設と連携したコンテンツの造成・実施
 - ・奈良国立博物館（なら仏像館）及び奈良県立美術館における通常開館時間以外の時間帯における特別開館と連携したコンテンツを契約期間中に合計3回程度造成・実施することとします。
 - ※特別開館及びこれとセットのコンテンツを合わせて1回とし、奈良国立博物館（なら仏像館）1回程度、奈良県立美術館2回程度を想定しています。
 - ・造成するコンテンツはイベントに限定しませんが、当該施設の展示等と関連するものとし、特別開館に付加価値をつける企画とします。なお、コンテンツの実施内容、実施場所については、事業者決定の後に奈良国立博物館、奈良県立美術館及び委託者と

協議することとします。

- ・コンテンツは、特別開館来場者のみが参加できるものとします。
- ・3回程度実施するコンテンツのうち1回以上は奈良公園バスターミナル又は同施設入居のテナントとの連携を図ったものとします。造成したコンテンツの実施場所としての奈良公園バスターミナルの利用も可とします。
- ・特別開館の時期は概ね以下を予定していますが、具体的な日程は奈良国立博物館、奈良県立美術館及び委託者と協議することとします。

奈良国立博物館：令和7年12月1日ごろ～令和8年2月10日ごろ

奈良県立美術館：令和7年10月15日ごろ～令和8年2月10日ごろ

- ・コンテンツは有料募集又は無料募集のいずれでもかまいません。ただし、有料募集の場合は旅行業法その他関係法令を遵守した上で募集するものとします。また、有料募集に際し収益が発生した場合には、当該収益額を契約額から減額するものとします。

(2) 造成したコンテンツへの参加者の募集・広報

- ・参加者の募集及び広報について、奈良での宿泊や宿泊者の夜間の外出の促進を想定したものとします。

(3) 夜間や早朝への誘客促進に必要な分析

- ・ヒアリングやアンケート等により、コンテンツ参加者の属性、参加の動機、コンテンツの満足度及びコンテンツ参加前後の訪問先等を調査し、奈良の夜間や早朝の魅力の発掘、コンテンツの造成や訪問時間の平準化等今後実施する夜間や早朝への誘客促進の取組に必要な分析を行うこととします。

(4) その他共通事項

- ① 本事業を実施するに当たり、著作権、肖像権等に関して権利者の承諾が必要な場合は、受託者がその手続きを行うものとし、当該許諾、借用等により発生する費用及び各業務の実施にかかる一切の経費は、全て事業費に含むものとします。

※奈良国立博物館及び奈良県立美術館の特別開館に要する費用は、2(2)委託上限額に含むものとし、金940,000円(消費税及び地方消費税を含む。)を見積もりとしてください。また、当該経費については、事業者の管理費等一般管理費の対象外としてください。

- ② プロポーザルにおける提案内容について、事業者として採択された場合であっても提案した内容がそのまま採用されるとは限らず、事業者決定の後に委託者と協議の上契約内容を決定するものとします。

※企画提案書の作成に関する質問について、奈良国立博物館及び奈良県立美術館への問い合わせはしないでください。

- ③ 受託した業務の全部を他の者に再委託又は請け負わせることは認めません。
- ④ 受託した業務の一部を他の者に再委託又は請け負わせる際は、委託者と協議の上、委託者の承認を受けるものとします。

7. 業務の実施場所

奈良県庁（奈良市登大路町30 番地）及び県が指定する場所

8. 実績報告等

- (1) 受託者は、業務が終了したときは、事業実施に係る取組の経過、活動の報告及び投稿記事・広告の実績等を実績報告書として作成し、事業完了後、速やかに提出してください。なお、実績報告書、記録写真及び本事業における成果品等は、別途、電子記録媒体にデータ保存して提出することとします。
- (2) 奈良県は、実績報告を受けた場合は、書類内容の審査及び報告を求めることができるものとし、事業場への立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、関係者への質問等、必要な調査を行うことができるものとします。

9. 経理処理

- (1) 受託者は、本業務に係る経理処理について、他の経理と明確に区分した会計帳簿を備えるとともに、支出額及び収入額を記載し、経費の使途を明らかにしてください。
- (2) 支出及び収入の内容を証する帳票を整備し、会計帳簿とともに、事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、奈良県知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供することができるよう保存してください。
- (3) 委託料が確定した結果、契約時の委託料から減額が生じたときは、減額した確定額を支払うものとします。

10. 業務上知り得た情報の秘密保持

受託者及び業務従事者等（本業務に直接・間接を問わず関わる全ての者）は、業務上知り得た秘密を第三者に漏洩、開示しないこととし、本業務の遂行以外の目的に使用してはなりません。これらのことは、本業務終了後においても同様とします。

11. その他留意事項

- (1) 本業務の実施の際に生じた特許権・著作権等の知的財産権は、原則として委託者である奈良県に帰属するものとします。
- (2) 契約の締結及び業務の履行に関して必要な費用は、特段の定めのない限りすべて受託者の負担とします。
- (3) 採択された企画提案書をベースに、奈良県との協議のうえ本業務仕様書を決定しま

す。なお、本業務の趣旨に合致するものであって、本業務の目的達成に資するものと奈良県が認める場合にあつては、委託上限額の範囲内において、奈良県と受託者と協議の上、本業務仕様書の一部変更・修正等を行うことができるものとします。

(4) 公契約条例に関する遵守事項

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注してください。

① 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。

② 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。

ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。以下同じ。）の支払を行うこと。

イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。

ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。

エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。

オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。

③ 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

(5) 本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合は、その都度奈良県と受託者が協議の上、決定することとします。